

大木町地域福祉計画別冊

第 7 期大木町障がい福祉計画

第 3 期大木町障がい児福祉計画



令和 6 年 3 月

大木町

目 次

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画の目的 1
- 2 計画の期間 3
- 3 計画の対象者 3

第2章 基本理念

- 1 基本理念 4
- 2 計画の基本的な考え方 5

第3章 第6期計画における障がい福祉サービス等の利用状況

- 1 障がい福祉サービス 6
- 2 障がい児通所支援サービス 11
- 3 地域生活支援事業 12

第4章 障がい福祉サービス等及び児童通所支援等の提供体制の確保に係る目標

- 1 令和5年度における地域移行等の整備目標 14
 - (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行 14
 - (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 15
 - (3) 地域生活支援拠点等の機能の充実 15
 - (4) 福祉施設から一般就労への移行 15
 - (5) 相談支援体制の充実・強化等 16
 - (6) 障がい福祉サービス等の質の向上 16
 - (7) 障がい児支援の提供体制の整備等 17

第5章 障がい福祉サービス等の必要量の見込みと確保のための方策

- 1 障がい福祉サービス 19
 - (1) 訪問系サービス 19
 - (2) 日中活動系サービス 21
 - (3) 居住系サービス 24
 - (4) 相談支援 25
- 2 障がい児通所支援サービス 27

（１）障がい児通所支援サービス	27
-----------------	----

第6章 地域生活支援事業の必要量の見込みと確保のための方策	29
-------------------------------	----

資料編	34
-----	----

（注）「障がい」の表記について

本計画では、原則として「障害」を「障がい」と表記することとしています。

ただし、法令・条例や制度の名称、施設、法人、団体等の固有名詞で定めのある場合は、「障害」と表記しています。

第1章 計画策定にあたって

1 計画の目的

「障がい福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条に基づき、障がいのある人が、自立した生活を営むことができるよう、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画として定めるものです。

本町では、平成19年3月に「大木町障がい福祉計画」を策定し、これまで「第6期障がい福祉計画」（以下「第6期計画」という。）の策定、計画を推進してまいりました。

この度、第6期計画の期間が令和5年度で終了することから、引き続き「第7期大木町障がい福祉計画（以下「本計画」という。）」を策定し、障がい福祉の推進を図っていきます。

基本的には、第6期計画の考え方を踏襲し、障がいのある人の状況や将来推計、これまでのサービス利用実績及び地域の実情をもとに、障がいのある人のニーズなどを勘案し、計画策定期間に達成すべき数値目標及び必要なサービス見込量を設定します。

また、国は障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律を平成30年度から施行することとし、市町村へ障がい児福祉計画の作成を義務付けました。本町においては、障がいのある人に対するサービスは、ライフステージに沿って一貫した支援が必要と考えており、障がい児福祉計画については、本計画と併せて策定するものとし、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の必要なサービス見込量を設定します。また、令和5年3月に策定した第2期大木町地域福祉計画は、障がい者福祉に関連があるため本計画は第2期大木町地域福祉計画の別冊版として策定します。

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）
（市町村障害福祉計画）

第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

※児童福祉法（抜粋）

（市町村障害児福祉計画）

第 33 条の 20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

《第 2 項から 5 項まで省略》

6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

2 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

なお、本計画は「大木町自治総合計画」を上位計画としており、計画期間中において、法制度の改正や社会情勢の大きな変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。

令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
大木町自治総合計画			大木町自治総合計画		
第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		

3 計画の対象者

本計画における対象者「障がいのある人」とは、障害者総合支援法第4条第1項に規定されている障がい者（身体障がい、知的障がい及び精神障がい（発達障がいを含む）並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者）及び児童福祉法第4条第2項に規定されている障がい児とします。

第2章 基本理念

1 基本理念

国は、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和5年厚生労働省告示第1号。以下「基本指針」という。）で、すべての人が年齢や障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を認め合いながら共生する社会の実現を目標として掲げています。本町では、国の指針を参考に大木町自治総合計画に基づき、「だれもがいつまでも幸せに暮らせる健康長寿のまち」を本計画の基本理念とし、障がい福祉サービス等の提供へ取り組んでいきます。

2 計画の基本的な考え方

自己決定、自己選択によるサービス提供の充実

共生社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくため、障がい福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

相談支援体制の充実

障がいのある人が地域で安心して暮らすためには、障がいの状態やライフステージに応じて、本人のニーズを踏まえた支援が必要です。そのためには、相談支援事業所を中心に保健、医療、福祉、保育、教育、就労等の関係機関と連携し、切れ目のない一貫した支援体制の構築を図ることが重要です。

相談支援の質を高め、障がいのある人のニーズに応じたサービスの利用ができるように関係機関との連携を強化し相談支援体制の充実を図ります。

地域生活への移行、就労支援に対応したサービス体制の充実

障がいのある人の自立と社会参加を支援する観点から、入院や入所施設等からの地域生活への移行や就労支援、また高齢化・重度化における「親亡き後」を見据えた多様な課題に対応したサービス提供体制の整備が必要です。地域の社会資源も活用しながら、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の充実を図ります。

さらに、地域住民や事業所に対して障がいに対する正しい知識を啓発し、差別や偏見のない地域づくりや就労機会の充実に努めていきます。

障がいの種別にかかわらずサービス等の提供

サービス等の提供にあたっては、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）、難病等の障がい種別にかかわらず、必要な時に適切なサービス等の周知及び提供体制の確保に努めます。

第3章 第6期計画における障がい福祉サービス等の利用状況

1 障がい福祉サービス

(1) 訪問系サービス

サービスの内容

①居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

③同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。

④行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。

⑤重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

【利用実績】

(単位 上段：実人数／月、下段：時間／月)

種 類	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
居宅介護	15	9	16	9	18	8
	160	133	170	190	180	213
重度訪問介護	2	2	2	1	2	1
	260	284	260	188	300	208.5
同行援護	3	3	4	3	4	3
	31	29.5	40	38.5	40	37
行動援護	1	0	1	0	1	0
	10	0	10	0	10	0
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0

※各年度4月実績

(2) 日中活動系サービス

サービスの内容

①生活介護

常に介護を必要とする人に、施設で昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

②自立訓練

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、施設で一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。

③就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

④就労継続支援（A型＝雇用型、B型＝非雇用型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。

⑤就労定着支援

障がいのある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。具体的には、企業・自宅等への訪問や来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

⑥療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

⑦短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【利用実績】（単位 上段：実人数／月、下段：日／月、療養介護のみ：実人数）

種類	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
生活介護	35	34	36	35	37	35
	700	731	720	701	740	705
自立訓練（機能訓練）	1	0	1	0	1	0
	22	0	22	0	22	0
自立訓練（生活訓練）	2	1	2	0	2	0
	44	22	44	0	44	0
就労移行支援	7	5	7	3	7	4
	140	87	140	48	140	76
就労定着支援	6	4	6	3	8	1
就労継続支援（A型）	14	12	15	12	15	17
	308	215	330	243	330	302
就労継続支援（B型）	27	30	28	38	30	42
	594	579	616	671	660	734
療養介護	3	3	4	3	4	4
短期入所（福祉型）	7	1	7	2	8	4
	35	4	35	5	40	13
短期入所（医療型）	1	0	2	0	2	0
	4	0	8	0	8	0

※各年度4月実績

(3) 居住系サービス

サービスの内容

①自立生活援助

グループホーム等を利用していた障がいのある人が、一人暮らしを希望する場合に利用者の居宅を定期的に訪問し、食事、掃除などの課題はないか、体調の変化はないか、通院をしているか、地域住民との関係は良好かなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。また、定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談、要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。

②共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には、サービスも提供します。

③障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【利用実績】

（単位 実人数／月）

種 類	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
自立生活援助	1	0	1	0	1	0
共同生活援助（グループホーム）	12	11	13	17	14	16
施設入所支援	23	23	23	23	22	22

※各年度4月実績

(4) 相談支援

サービスの内容

①計画相談支援

障がい福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画を作成します。

また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

②地域移行支援

障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障がいのある人、児童福祉施設を利用する18歳以上の者を対象として、地域移行支援計画を作成し、住居の確保等、退所、退院後の準備等、支援を行います。

③地域定着支援

地域で生活している障がいのある人を対象に常時の相談、連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

④障がい児相談支援

障がい児通所支援の申請に係る支給決定前に、障がい児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障がい児支援利用計画の作成を行います。

また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

※障がいのある児童の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障がい児相談支援の対象とはなりません。

【利用実績】

(単位 実人数/年)

種 類	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
計画相談支援	120	108	125	126	130	124
地域移行支援	1	0	1	0	1	0
地域定着支援	0	0	0	0	0	0
障がい児相談支援	35	40	40	48	43	57

※令和5年度実績は見込み

2 障がい児通所支援サービス

サービスの内容

①児童発達支援

障がいのある児童に対して、通所により日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行います。

②医療型児童発達支援

障がいのある児童に対して、通所により日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を行います。

③放課後等デイサービス

学校就学中の障がいのある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に行います。学校教育と相まって障がいのある児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

④保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中または、今後利用する予定の障がいのある児童に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

【利用実績】

(単位 上段：実人数、下段：日数)

サービスの種類	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
児童発達支援	10	11	11	9	12	8
	110	111	121	91	132	106
医療型児童発達支援	1	0	1	0	1	0
	5	0	5	0	5	0
放課後等デイサービス	16	20	18	28	20	38
	180	271	200	368	220	593
保育所等訪問支援	1	0	1	0	1	0
	5	0	5	0	5	0

※各年度4月実績

3 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の状況に応じた事業として実施が義務付けられている「必須事業」と、市町村の判断により地域の実情に応じて実施する「任意事業」があります。

サービスの内容

必須事業

①相談支援

障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行うとともに、虐待の防止や権利擁護のために必要な援助を行います。

また、自立支援協議会では地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。

②成年後見制度利用支援、成年後見制度法人後見支援

補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人を対象に費用を助成します。また、法人等事業所における後見についての研修を行います。

③意思疎通支援、手話奉仕員養成

聴覚、言語機能、音声機能、視覚の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣を行います。

また、意思疎通支援を行う者（手話奉仕員を想定）を養成します。

④日常生活用具給付等

障がいのある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。

⑤理解促進研修・啓発

障がいのある人に対する理解を深めるための研修や啓発事業を行います。

⑥自発的活動支援

障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。

⑦移動支援

屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。

⑧地域活動支援センター

障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。

任意事業

①日中一時支援事業

障がいのある人の家族への就労支援または、日常的に介護している一時的な休息を目的として、障がい福祉サービス事業所等において、障がいのある人に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を行います。

②身体障がい者自動車改造費助成事業

身体に障がいのある人を対象に、自ら自動車を運転するために必要な改造に対して助成を行います。

【利用実績】

サービス種別		単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
理解促進・研修啓発事業		実施	実施	中止	実施
自発的活動支援事業		実施	実施	実施	実施
相談支援事業		実施	有	有	有
成年後見制度利用支援事業		件数	2	0	1
成年後見制度法人後見支援事業		実施	未実施	未実施	未実施
意思疎通 支援事業	手話通訳派遣	件数	0	0	1
	要約筆記者派遣	件数	0	0	0
日常生活 用具給付 事業	介護・訓練支援用具	件数	0	1	1
	自立生活支援用具	件数	1	1	1
	在宅療養等支援用具	件数	3	0	0
	情報・意思疎通支援用具	件数	0	5	1
	排泄管理支援用具	件数	99	222	240
	居宅生活動作補助用具	件数	0	0	1
手話奉仕員養成研修事業		実施	実施	実施	実施
移動支援 事業	実利用数	人	3	2	2
	延べ利用時間数	時間	91	155	500
日中一時 支援事業	実利用人数	人	4	4	3
	延べ利用日数	日	289	26	50
身体障がい者自動車改造費助成		件数	0	0	1

※令和5年度は見込み

第4章 障がい福祉サービス等及び児童通所 支援等の提供体制の確保に係る目標

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため国の基本指針に基づき、令和8年度を目標年度とする障がい福祉サービス等及び児童通所支援等の提供確保に係る目標を設定しました。

1 令和8年度における地域移行等の整備目標

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

地域における居住の場として、自立訓練事業、共同生活援助（グループホーム）の利用により施設入所から地域生活への移行を推進します。

国の基本指針では、地域生活に移行する目標値を令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上とするとともに、これに合わせて令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上を削減することとしています。本計画においては、基本指針を踏まえ地域生活への移行を推進していくものの、新たな入所者も見込み、令和8年度末の入所者数を21名と設定しています。

項 目	数 値	考 え 方
令和4年度末の入所者数（A）	22人	令和5年3月末の施設入所者数
令和8年度末の入所者数（B）	21人	令和8年度末時点の利用見込み人数
【目標値】 削減見込（A－B）	1人	令和8年度末段階での削減見込数
【目標値】 地域生活移行者数	2人	施設入所者（A）のうち、施設入所からグループホーム等へ令和8年度末までに地域移行する者の数
地域生活移行率	9.1%	（割合については、地域生活移行者数を全入所者で除した値）

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいの程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がい者を支える地域包括ケアシステムの構築を図ります。

関係者の協議の場として、地域自立支援協議会等を活用し、町内外の関係機関とも連携し、協議を進めるとともに、グループホームや自立生活援助の提供を確保し、精神障がい者の自立支援の充実を図ります。

項 目	令和 8 年度の目標値
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	1 回/年度
保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	5 人
保健、医療、及び福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数	1 回
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1 人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	10 人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1 人
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	2 人

(3) 地域生活支援拠点等の機能の充実

障がいのある人が、高齢化、重度化や「親なき後」を見据え、地域で生活をするためにグループホーム等の居住支援、相談支援、在宅医療との連携を一体的に支援する地域生活支援拠点を確保しつつ、その機能の充実のため、大木町地域自立支援協議会等を活用し、年 1 回以上運用状況を検証及び検討します。

また、強度行動障がいのある人の支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和 8 年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定します。

国の基本指針では、目標値を令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.28 倍以上（うち、移行支援事業：1.31 倍以上、就労継続支援 A 型事業：1.29 倍以上、就労継続支援 B 型事業 1.28 倍以上）とすることを基本としています。また、就労移行支援事業所等を通じて一般就労に移行する者のうち、5 割が就労定着支援事業を利用するとともに、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 7 割以上の事業所を 2 割 5 分以上とすることとしています。

本計画においては、就労移行支援サービス等の充実を図り、令和8年度までに一般就労へ移行する人数を3人と設定しています。

項 目	数 値	考 え 方
令和4年度の一般就労移行者数	0人	令和4年度において、福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 令和8年度の一般就労移行者数 うち移行支援事業利用者 就労継続支援A型事業利用者 就労継続支援B型事業利用者	3人 1人 1人 1人	令和8年度（単年度）において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
【目標値】 就労定着支援事業の利用者数	3人	令和8年度（単年度）において、一般就労移行者のうち、就労定着支援事業の利用者数
【目標値】 就労定着率7割以上の就労定着支援事業所	2割5分以上	就労定着支援事業所のうち、就労定着率7割以上の事業所割合

※一般就労した者とは、一般企業等に就職した者（就労継続支援（A型）事業及び福祉工場の利用者は除く）、在宅就労した者及び自ら起業した者をいいます。

（5）相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・確保するため、令和8年度末までに基幹相談支援センターを設置し、障がい種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。また、地域の相談支援事業者に対する指導・助言、人材育成に取り組むとともに、地域の相談機関との連携強化を図ります。

（6）障がい福祉サービス等の質の向上

国の基本指針では、障がい福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、利用者が真に必要な障がい福祉サービス等を提供していくことのために、都道府県が実施する研修の活用や適切な指導監査を実施することで、障がい福祉サービスの質の向上に取り組むこととしています。

そのため、サービスの質を向上させるため、町職員の障がい福祉サービス等に係る研修への参加や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の事業所等との共有を図ります。

(7) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がいのある児童及びその家族に対しては、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図る必要があります。

国の基本指針では、次の3点についての整備を基本としています。

- ① 重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村に1箇所以上設置すること。ただし、単独での設置が困難な場合には、関係市町との協議により福岡県障がい福祉圏域内で設置することができる。
- ② 重症心身障がい児が身近な地域で支援が受けられるように、令和8年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に1箇所以上確保すること。ただし、単独での設置が困難な場合には、関係市町との協議により福岡県障がい福祉圏域内で確保することができる。
- ③ 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに各都道府県・各圏域・各市町村において、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。ただし、単独での設置が困難な場合には、関係市町との協議により福岡県障がい福祉圏域内で設置することができる。

本計画では国の基本指針を踏まえ①、②については、町内に障がいへの支援を含めた医療機関等がないため、令和8年度までに関係市町との協議により福岡県障がい福祉圏域内の確保を進めていきます。

また、障がいのある児童等が地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することを基本理念とし、障がいのある児童の子ども・子育て支援等の利用ニーズを把握し、保育所、認定子ども園及び放課後等児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を利用できるよう体制を整備していきます。

- ③については、令和8年度までに町内または近隣市町との共同も含め協議の場を設置し、コーディネーターを配置します。

また、医療的ケア児が利用できる保育所等が不足していることから、近隣市町での利用も含め体制の整備を進めます。

医療的ケア児人数 3人（令和4年度末）

医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置・協議実施回数

医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター の配置人数	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	1人	1人	1人
協議実施回数	年1回以上	年1回以上	年1回以上

第5章 障がい福祉サービス等の必要量の 見込みと確保のための方策

本計画におけるサービス供給量の見込みは、国の基本指針に基づき、第6期障がい福祉計画の進捗状況やサービス利用の実績を踏まえて算出しています。

1 障害福祉サービス

(1) 訪問系サービス

サービスの内容

①居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

③同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。

④行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。

⑤重度障害者等包括支援

介護の必要性が非常に高い人に居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

サービスの見込み

(単位 上段：実人数／月、下段：時間／月)

サービスの種類	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	8	18	19	21
	184	190	200	210
重度訪問介護	1	2	2	2
	208.5	260	260	260
同行援護	3	3	4	4
	37	40	42	45
行動援護	0	1	1	1
	0	10	10	10
重度障害者等包括支援	0	0	0	0
	0	0	0	0

令和5年度は4月実績

見込量算定の考え方

居宅介護、重度訪問介護、同行援護は、今後利用が見込まれる人数に令和5年4月の実績に基づく平均利用時間を勘案して算定しています。

行動援護については、実績がないものの若干の利用を見込み、算定しています。

重度障害者等包括支援は、実績及び利用見込みがないため0時間で算定しています。

見込量確保の方策

居宅介護、重度訪問介護、同行援護については、今後も利用者が増加することが見込まれるため、事業者の参入を促進する必要があります。

しかしながら、現在町内の提供事業所は1箇所であるため、近隣市町の事業所によりサービス必要量の確保に努めていきます。

行動援護及び重度障害者等包括支援については、利用の希望があった場合には、相談支援事業所と連携し速やかにサービス利用に繋げられるよう努めます。

(2) 日中活動系サービス

サービスの内容

①生活介護

常に介護を必要とする人に、施設で昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、施設で一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。

③就労選択支援

障がいを持つ人の希望や能力にあう仕事探しを支援し関係機関との橋渡しを行います。

④就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

⑤就労継続支援（A型＝雇用型、B型＝非雇用型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。

⑥就労定着支援

障がいのある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。具体的には、企業・自宅等への訪問や来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

⑦療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

⑧短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

サービスの見込み

(単位 上段：実人数/月、下段：日/月、就労定着支援、療養介護は実人数/月)

サービスの種類	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	35	36	37	40
	705	720	740	800
自立訓練（機能訓練）	0	1	1	1
	0	22	22	22
自立訓練（生活訓練）	0	2	2	2
	0	44	44	44
就労選択支援	0	0	1	1
	0	0	1	1
就労移行支援	4	7	7	7
	76	140	140	140
就労継続支援（A型）	17	18	20	20
	302	308	330	330
就労継続支援（B型）	42	42	46	48
	734	740	760	800
就労定着支援	1	6	6	8
療養介護	4	4	6	8
短期入所（福祉型）	4	7	7	8
	13	35	35	40
短期入所（医療型）	0	1	2	2
	0	4	8	8

※令和5年度は4月実績

見込量算定の考え方

生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、短期入所は、施設入所者の地域生活への移行及び特別支援学校の卒業生で、利用が見込まれる人数に令和5年4月実績に基づく平均利用時間を勘案して算定しています。

療養介護は、現在の令和5年4月の実績数により算定しています。

就労定着支援は、国の基本指針の福祉施設から一般就労への移行目標を基に算定しています。

見込量確保の方策

生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、短期入所は、今後も利用者が増加することが見込まれるため、事業者の参入を促進する必要があります。しかしながら、現在町内の提供事業所は就労継続支援（B型）が3か所であるため、近隣市町の事業所と連携し必要量の確保に努めていきます。

就労選択支援、就労定着支援、療養介護については、利用の希望があった場合には、相談支援事業所と連携し速やかにサービス利用に繋がられるよう努めます。

(3) 居住系サービス

サービスの内容

① 自立生活援助

グループホーム等を利用していた障がいのある人が、一人暮らしを希望する場合に利用者の居宅を定期的に訪問し、食事、掃除などの課題はないか、体調の変化はないか、通院をしているか、地域住民との関係は良好かなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。また、定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談、要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。

② 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には、サービスも提供します。

③ 障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

サービスの見込み

（単位：実人数／月）

サービスの種類	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	0	1	1	1
共同生活援助 （グループホーム）	16	17	19	20
施設入所支援	22	22	21	21

※令和5年度は4月実績

見込量算定の考え方

居住系サービスにおいては、国の基本指針にある施設入所者の地域生活への移行目標を基に算定しています。

見込量確保の方策

施設入所者の地域生活への移行目標を達成していくうえで、住み慣れた地域で生活していくためには、共同生活援助（グループホーム）の事業者の参

入を促進する必要があります。現在、グループホームは町内に4箇所であるため近隣市町の事業所と連携し必要量の確保に努めます。

(4) 相談支援

サービスの内容

①計画相談支援

障がい福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画を作成します。

また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

②地域移行支援

障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障がいのある人、児童福祉施設を利用する18歳以上の者を対象として、地域移行支援計画を作成し、住居の確保等、退所、退院後の準備等支援を行います。

③地域定着支援

地域で生活している障がいのある人を対象に常時の相談、連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

④障がい児相談支援

障がい児通所支援の申請に係る支給決定前に、障がい児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障がい児支援利用計画の作成を行います。

また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

サービスの見込み

(単位：実人数／年)

サービスの種類	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	126	130	132	135
地域移行支援	0	1	1	1
地域定着支援	0	0	0	0
障がい児相談支援	51	55	58	61

※令和5年度は4月実績

見込量算定の考え方

計画相談支援と障がい児相談支援については、障がい福祉サービス等を利用する対象者は、サービス利用計画の作成が必要です。今後、サービス利用が見込まれる人数に令和5年4月の実績を勘案して算定しています。

地域移行支援については、現在施設入所等のサービス利用者から実績がないものの若干の利用を勘案して算定しています。

地域定着支援については、これまでも実績がなく今後も利用が見込まれないために0時間で算定しています。

見込量確保の方策

本町においては、計画相談支援・障がい児相談支援は相談支援事業所「おおき」が行っています。引き続き、利用者のニーズにあったサービス等利用計画が作成されるように相談員へ研修等の参加を積極的に行い、質を高め、安定した事業運営を図ります。また、利用者が増加してきたことから、近隣の相談支援事業所との連携を図り、サービス必要量の確保に努めます。地域相談支援や地域定着については、利用の希望があった場合は、県が指定する指定一般相談支援事業所と連携を図り、速やかにサービスの利用に繋がられるよう努めます。

2 障がい児通所支援サービス

(1) 障がい児通所支援サービス

サービスの内容

①児童発達支援

障がいのある児童に対して、通所により日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行います。

②医療型児童発達支援

障がいのある児童に対して、通所により日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を行います。

③居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいのある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。具体的には、手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動や絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動を行います。

④放課後等デイサービス

学校就学中の障がいのある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的にを行います。学校教育と相まって障がいのある児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

⑤保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中または、今後利用する予定の障がいのある児童に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

サービスの見込み

(単位 上段：実人数／月、下段：日／月)

サービスの種類	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	8	10	11	12
	106	110	121	132
医療型児童発達支援	0	1	1	1
	0	5	5	5
居宅訪問型児童発達支援	0	1	1	1
	0	10	10	10
放課後等デイサービス	38	38	40	42
	593	600	610	625
保育所等訪問支援	0	1	1	1
	0	5	5	5

※令和5年度は4月実績

見込量算定の考え方

児童発達支援、放課後等デイサービスについては、今後利用が見込まれる人数に令和5年4月の実績に基づく平均利用時間を勘案し、算定しています。

医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援や保育所等訪問支援については、実績がないものの若干の利用を見込み算定しています。

見込量確保の方策

放課後等デイサービスについては、今後も利用者が増加することが見込まれるため、事業者の参入を促進する必要があります。しかしながら、現在事業所は町内に1箇所であるため近隣市町の事業所も含めサービス必要量の確保に努めていきます。

児童発達支援（医療型、居宅訪問型含む）や保育所等訪問支援については、町内に事業所がないため、近隣市町の事業所も含めサービス必要量の確保に努めていきます。

第6章 地域生活支援事業の必要量の見込み と確保のための方策

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の状況に応じた事業として実施が義務付けられている「必須事業」と、市町村の判断により地域の実情に応じて実施する「任意事業」があります。

サービスの内容

必須事業

①理解促進研修・啓発

障がいのある人に対する理解を深めるための研修や啓発事業を行います。

②自発的活動支援

障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。

③相談支援

障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行うとともに、虐待の防止や権利擁護のために必要な援助を行います。

また、自立支援協議会では地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。

④成年後見制度利用支援、成年後見制度法人後見支援

補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人を対象に、費用を助成します。

また、法人等事業所における後見についての研修を行います。

⑤意思疎通支援、手話奉仕員養成

聴覚、言語機能、音声機能、視覚の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣を行います。

また、意思疎通支援を行う者（手話奉仕員を想定）を養成します。

⑥日常生活用具給付等

障がいのある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。

⑦移動支援

屋外での移動が困難な障がいのある人へ外出のための支援を行います。

⑧地域活動支援センター

障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。

任意事業

①日中一時支援事業

障がいのある人の家族への就労支援または、日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障がい福祉サービス事業所等において、障がいのある人に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を行います。

②訪問入浴サービス

訪問入浴を利用しなければ入浴することが困難である障がいのある人へ居宅に入浴車を派遣し、入浴介護を行います。

③身体障がい者自動車改造費助成事業

身体に障がいのある人を対象に、自ら自動車を運転するために必要な改造に対して助成を行います。

サービスの見込み

サービス種別		単位	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
理解促進・研修啓発事業		実施	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業		実施	実施	実施	実施	実施
相談支援事業		箇所	1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業		件数	1	2	3	4
成年後見制度法人後見支援事業		実施	未実施	検討	実施	実施
意思疎通 支援事業	手話通訳派遣	件数	1	2	2	2
	要約筆記者派遣	件数	0	2	2	2
日常生活 用具給付 事業	介護・訓練支援用具	件数	1	2	2	2
	自立生活支援用具	件数	1	1	1	1
	在宅療養等支援用具	件数	2	3	3	3
	情報・意思疎通支援用具	件数	2	3	3	3
	排泄管理支援用具	件数	220	220	220	220
	居宅生活動作補助用具	件数	1	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業		実施	実施	実施	実施	実施
移動支援 事業	実利用見込み者数	人	2	3	4	5
	延べ利用時間数	時間	300	300	325	350
地域活動支援センター		箇所	未実施	検討	検討	実施
日中一時 支援事業	実利用見込み者数	人	2	2	3	3
	延べ利用日数	日	220	260	300	300
訪問入浴 サービス	実利用見込み者数	人	1	1	1	2
	延べ利用日数	日	170	180	180	300
身体障がい者自動車改造費助成		件数	1	1	1	1

※令和5年度は見込み

見込量算定の考え方

理解促進・研修啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、手話奉仕員養成研修事業については、継続して実施します。

成年後見制度利用支援事業については、利用増加を見込んで算定しています。

日常生活用具給付事業については、給付用具が耐用年数を超えた場合の再支給を勘案し算定しています。

移動支援事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業については、今後利用が見込まれる人数に令和5年度実績見込みを基に勘案して算定しています。

成年後見制度法人後見支援事業や地域活動支援センターについては、検討し実施に努めます。

意思疎通支援事業や身体障がい者自動車改造費助成事業は、令和5年度実績見込みを基に算定しています。

見込量確保の方策

理解促進・研修啓発事業については、障がいのある人が地域で生活を営むために、地域住民へ障がいの理解を深める講演や研修会を実施していきます。

自発的活動支援事業については、障がいある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援を実施していきます。

相談支援事業については、ライフステージに必要な支援を行うことを目的に、今後も継続して「相談支援事業所おおき」において障がいのある人やその家族等からの相談（基本相談支援）を実施していきます。

また、障がいのある人の親亡き後の権利擁護及び虐待防止のための通報、相談、啓発など地域における関係機関と連携を強化していきます。

成年後見制度利用支援事業については、若干の利用実績がある状況でした。

しかし、障がいのある人の親の高齢化により親亡き後を見据え、令和6年度から成年後見中核機関を設置し事業の周知を図ることにより利用増を見込んでいます。

また、成年後見制度法人後見支援事業においても町内の社会福祉法人等へ研修について周知し、実施に努めていきます。

意思疎通支援事業については、聴覚障がいのある人のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業ですが、利用実績が少ないため、さらに広報等により事業の周知を図っていきます。

日常生活用具給付事業については、障がいのある人が安定した日常生活を送ることができるように引き続き広報等で事業を周知し、障がいの種類や程度といったそれぞれの特性にあった日常生活用具の給付を行います。

手話奉仕員養成研修事業については、手話ができる人材を増やすために近隣市町村と連携し、定期的に養成講座を行っていきます。

移動支援事業については、障がいのある人のさまざまなニーズに対応した社会参加の促進となることから、広報等により事業の周知を図ります。町内に1事業所がありますが、近隣市町の事業所と連携しサービス必要量を確保していきます。

地域活動支援センターは、障がいのある人が、町内で創作的活動やくつろいだりするために利用ができ、交流できる場所を提供するものです。本計画期間において、相談支援事業所「おおき」を中心に検討し、センターの設置に努めていきます。また、町では、障がいのある人の休日の居場所づくりとして「フリースペースおおき」を開設していましたが、一定のニーズはあるものの利用者数が伸びず休止となっています。今後も実施に向けて運営方法、内容の検討を行います。

日中一時支援事業については、利用者の多くが障がいのある児童であり、放課後等デイサービスの利用への移行が増加していますが、一定程度の利用は、継続すると見込んでいます。

町内には2事業所ありますが他市町の事業所とも連携し、サービス量の確保に努めます。

訪問入浴サービス事業については、障がいのある人が在宅で生活するうえで、自宅での入浴が困難である場合に必要なサービスです。しかし、町内に事業所がないため、近隣市町の事業所と連携しサービス必要量を確保していきます。

身体障がい者自動車改造費助成事業については、障がいのある人の社会参加の促進のために助成を行っていきます。また、広報等により事業の周知を図ります。

資料編

資料1 障がい者（児）の状況

	身体障がい	知的障がい	精神障がい	計
18歳未満	8人	32人	8人	48人
18歳～64歳	134人	60人	73人	267人
65歳以上	457人	5人	15人	477人
障がい者数	599人	97人	96人	792人
構成比	75.6%	12.3%	12.1%	100%

※令和5年4月1日現在

身体障害手帳所持者の状況

(単位 人)

区 分		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
年代別	18歳未満	9	9	8
	18歳～64歳	140	140	134
	65歳以上	464	460	457
障がい程度別	1級	173	180	179
	2級	82	79	73
	3級	85	85	80
	4級	166	167	160
	5級	62	63	63
	6級	45	41	44
障がい種類別	視覚障がい	43	43	40
	聴覚・平衡機能障がい	60	53	51
	音声・言語・そしゃく機能障がい	7	7	6
	肢体不自由	355	351	333
	内部障がい	148	161	169
合 計(手帳所持者)		613	615	599

※各年度4月1日現在

療育手帳所持者の状況

(単位 人)

区 分		令 和 3 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度
年代別	18 歳未満	28	34	32
	18 歳～64 歳	50	53	60
	65 歳以上	4	4	5
障がい 程度別	A	33	37	36
	B	49	54	61
合 計(手帳所持者)		82	91	97

※各年度 4 月 1 日現在

精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

(単位 人)

区 分		令 和 3 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度
年代別	18 歳未満	7	8	8
	18 歳～64 歳	81	78	73
	65 歳以上	19	16	15
障がい 程度別	1 級	6	4	4
	2 級	76	72	68
	3 級	27	26	24
合 計 (手帳所持者)		109	102	96

※各年度 4 月 1 日現在

資料2 障がい福祉サービス提供事業所一覧

現在、町民の方が利用している町内及び近隣の事業所は以下のとおりです。
障害福祉サービス事業所

事業所名	サービス種類	住所
指定相談支援事業所おおき	計画相談支援	大木町八町牟田 538-1
大木町社会福祉協議会	重度訪問介護 居宅介護	大木町八町牟田 538-1
障がい者支援センター おおき	就労継続支援 B 型	大木町八町牟田 96-1
ウェル大木ワークセン ター	就労継続支援 B 型	大木町前牟田 698-1
LLC 就労支援センター えん	就労継続支援 B 型	大木町大字横溝 510-1
Morich〜モリッチ〜	就労継続支援 B 型	筑後市山ノ井 316-1
障害者支援施設浩明寮	施設入所支援 生活介護	筑後市鶴田 606 番地
筑後市ホームヘルプ サービス	居宅介護	筑後市野町 680 番地 1
美桜	施設入所支援 生活介護	筑後市西牟田 6365-4
ニチイケアセンターちくご	居宅介護	筑後市山ノ井 265
年輪の園	施設入所支援 生活介護	筑後市前津 1965 番地 1
はねっこ	就労継続支援 B 型	筑後市水田 838-5
ディアスポラ	就労継続支援 A 型	筑後市常用 824-3
輪	就労継続支援 A 型	筑後市長浜 1387-1
ほがらかホーム	共同生活援助	筑後市西牟田 6032-1
県南障害者サポートセ ンター	計画相談支援	筑後市鶴田 606
ヘルパーステーション 花華	重度訪問介護 居宅介護	大川市向島 1598-1
木の香らんど	就労継続支援 B 型	大川市北古賀 245-3
木の香園生活支援 センター	生活介護 就労継続支援 A 型	大川市下林 433 番地 1
あすなろ	就労継続支援 A 型	大川市本木室 306 番地 5-2
はーと・なうかがやき	就労移行支援	大川市向島 1370 番地 3

事業所名	サービス種類	住所
木の香ほーむ 陽の木	共同生活援助	大川市鐘ヶ江 657-2
障害者支援施設 ウェル フェアマリア	生活介護 施設入所支援	久留米市上津町向野 2228-321
ウェル城島	就労継続支援 B 型 生活介護	久留米市城島町江上 637-1
ウェル城島 2nd	生活介護	久留米市城島町江上 638-1
スマイルハウス	共同生活援助	久留米市城島町江上 105-1
栄光園	生活介護 施設入所支援	久留米市三潞町西牟田 6323-13
障害者自立訓練サポ ートセンター わーよか	就労移行支援 就労定着支援	久留米市国分町 1326-1
ひびきケアサポート	居宅介護	久留米市津福本町 181-6
れんこん	就労継続支援 A 型	久留米市通外町 70-2
福岡県障害者雇用支援 センター	就労定着支援	久留米市百年公園 1 番 1 号久留米 リサーチセンタービル 4F
ヒルトップヴィラ野添	自立訓練 (生活訓練)	久留米市藤山町 1730-3
スプラيف 久留米センター	就労移行支援 就労定着支援	久留米市東町 40 番 12 号
えんの道	就労継続支援 A 型	久留米市大善寺南 1-21-14
forward.	就労継続支援 B 型	久留米市日吉町 9-2
就労継続支援 B 型作業所 ici et la	就労継続支援 B 型	久留米市東町 25-26
ドリカムサポート久留米	就労継続支援 A 型	久留米市中央町 4-9
ひまわり	就労継続支援 B 型	久留米市荘島町 16-22
グラシアス	就労継続支援 A 型	久留米市江戸屋敷 1-4-64
ヘルパーステーション て to て	同行援護 居宅介護	広川町新代 1170-1
グリーンコープふくしサ ービスセンターえがお	居宅介護	柳川市三橋町柳河 4-1
コラボステーション宝箱	就労継続支援 B 型	柳川市下宮永 118
アップルハート柳川立花 ケアセンター	居宅介護	柳川市三橋町久末 128-1
はあもにい	就労継続支援 B 型 自立訓練 (生活訓練)	柳川市三橋町枝光 372-3
有明ワークステーション	就労移行支援 就労継続支援 B 型	柳川市三橋町柳河 833-1

事業所名	サービス種類	住所
かおり園	就労継続支援 B 型 共同生活援助	柳川市三橋町起田 538-1
かけはし	就労継続支援 B 型	柳川市田脇 109-2
ワークショップはあもにい	就労継続支援 A 型	柳川市中町 15-3
ゆつらっと	短期入所	柳川市三橋町蒲船津 1237-7
ニチイケアセンター柳川	居宅介護	柳川市三橋町下百町 6-7
第三和楽	共同生活援助	柳川市金納 428-4
グループホーム かがやき柳川	共同生活援助	柳川市三橋町高畑 174-1
有明デイサービスセンター	生活介護	柳川市上宮永町 277-2
くすの木苑	就労移行支援	みやま市高田町下楠田 2195-1
JOB 陽だまり工房	就労継続支援 B 型	八女市本 2570 番地 1
カーサ陽だまりの里	施設入所支援 生活介護 短期入所	八女市本 2575 番地 1
ピュア陽だまりの里	生活介護	八女市本 2575 番地 1
さんふらわあ八女	就労継続支援 A 型	八女市蒲原 1054 番地 3
さくらあと	短期入所	八女市龍ヶ原 182
八まんなか	就労継続支援 B 型	八女市上陽町北川内 50

※令和 5 年 4 月に利用の事業所

児童通所支援事業所

事業所名	サービス種類	住所
指定相談支援事業所おおき	障害児相談支援	大木町八町牟田 538-1
キッズアカデミーおおき	放課後等デイサービス	久留米市城島町城島 187-17
ぶどうの樹未来塾	児童発達支援	筑後市久富 667-3
ひばり園	児童発達支援	久留米市上津町 2228-1043
宝箱放課後くらぶリュック	放課後等デイサービス	柳川市三橋町本町 11-2
柳川療育センター	児童発達支援	柳川市三橋町棚町 218-1
おかしの家	放課後等デイサービス	柳川市蒲池 198-8
放課後等デイサービス マーベラス	放課後等デイサービス	柳川市三橋町高畑 204-2
Lulu	放課後等デイサービス	柳川市三橋町白鳥 457-5
ぱっそ	児童発達支援	広川町一條 1363-1
カラーズ FC 広川町	放課後等デイサービス	広川町新代 1150-5
びいちゃむ	放課後等デイサービス	八女市龍ヶ原 196-6

※令和 5 年 4 月に利用の事業所